



糸賀一雄の発達保障の思想と実践：この子らを世の光に、人格発達の権利の徹底的保障（発達保障）、横（軸）の発達～能力程度主義から発達必要原理への転換～

渡部, 昭男

鄭, 修娟

(Issue Date)

2025-10-30

(Resource Type)

learning object

(Version)

Not Applicable (or Unknown)

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100498067>



▶ 韓国国立公州大学校(2025.10.30)BK21 ミニ講演③18:30-19:00

糸賀一雄の発達保障の思想と実践

この子らを世の光に、人格発達の権利の徹底的保障(発達保障)、横(軸)の発達
～能力程度主義から発達必要原理への転換～

...
渡部 昭男

元鳥取大学附属特別支援学校長(2002-05)

<https://special-main.fuzoku.tottori-u.ac.jp/>

元神戸大学附属特別支援学校長(2016-18)

<https://www.edu.kobe-u.ac.jp/hudev-yougo/web-content/Welcome.html>

人間発達研究所副所長 <http://j-ihd.com/>

【著書】

- ・2016共編著『人間発達研究の創出と展開：田中昌人・田中杉恵の仕事をととして歴史をつなぐ』群青社 ISBN978-443422101-9
- ・2019『能力・貧困から必要・幸福追求へ：若者と社会の未来をひらく教育無償化』日本標準 ISBN978-482080653-0
- ・2021共編著『糸賀一雄研究の新展開：ひとと生まれて人間となる』三学出版 ISBN978-490887736-0
- ・2022『改訂新版 障がいのある子の就学・進学ガイドブック』日本標準 ISBN978-482080721-6

【論文】

- ・2015The Last Message of Kazuo Itoga: “Let These Children be the Light of the World”: A Historic Perspective of “Guaranteeing the Right of Development to All”, Journal of Special Education Research 4(1)17-20

<https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/90003267/90003267.pdf>

- ・2016『糸賀一雄の最後の講義-愛と共感の教育-』：韓国語への仮翻訳にあたって

<https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/81009360/81009360.pdf>

- ・2016韓国語仮翻訳 이토가, 카즈오 ; 김, 선옥 ; 박, 지민 ; 장, 주선 「이토가 카즈오 최후의 강의——사랑과 공감의 교육」

<https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/81009517/81009517.pdf>

関連業績①



- ・2021 日本教育学会第80回大会RT: 糸賀一雄の「生産性」をめぐる対話
日本語 <https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100476306/0100476306.pdf>
韓国語 <https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100476307/0100476307.pdf>
- ・2021 神戸大学附属特別支援学校講演: ひとと生まれて人間となる: 糸賀一雄からのメッセージ※
日本語 <https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/90008817/90008817.pdf>
韓国語 <https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/90008973/90008973.pdf>
- ・2022 日本教育学会第81回大会RT: 糸賀一雄らの「ヨコへの発達」をめぐる対話
日本語 <https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100476308/0100476308.pdf>
韓国語 <https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100476309/0100476309.pdf>
- ・2024 教育法学説の継承と革新(第10回): 能力程度主義から学習権・発達権的解釈への転換を起爆:
清水寛「発達に必要かつ適切な」「生存＝発達権」『季刊教育法』(220)76-80
日本語 <https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100491608/0100491608.pdf>
韓国語 <https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100491609/0100491609.pdf>
- ・2024 教育法学説の継承と革新(第12回): 青年の発達保障を志向する「高等教育の漸進的無償化」
論: 田中昌人『日本の高学費をどうするか』: 田中昌人(1932年-2005年)『季刊教育法』(222)72-77
日本語 <https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100492449/0100492449.pdf>
韓国語 <https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100492450/0100492450.pdf>

【動画】YouTube ※韓国語字幕 2021 神戸大学附属特別支援学校講演

<https://www.youtube.com/watch?v=ILHaCYuPOZc>

つづき②

第Ⅰ部：糸賀一雄の発達保障の思想と実践

この子らを世の光に、人格発達の権利の徹底的保障(発達保障)、横(軸)の発達
渡部昭男2021「神戸大学附属特別支援学校講演：ひとと生まれて人間となる：糸賀一雄からのメッセージ」を要約

韓国語PPT資料 <https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/90008973/90008973.pdf>

韓国語字幕YouTube動画 2021神戸大学附属特別支援学校講演
<https://www.youtube.com/watch?v=ILHaCYuPOZc>

第Ⅱ部：能力程度主義から発達必要原理への転換

日本国憲法「能力に応じて」、憲法学多数説：能力程度主義、教育法学：能力発達の必要に応じて／障害の重い者ほどより手篤く、発達に必要なかつ適切な、発達権保障の課題と展望
渡部昭男2024「教育法学説の継承と革新(第10回)：能力程度主義から学習権・発達権的解釈への転換を起爆：清水寛『発達に必要なかつ適切な』『生存＝発達権』『季刊教育法』(220)76-80を要約

韓国語PDF資料 <https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100491609/0100491609.pdf>

因幡一碧：砂丘沖に広がる一面の碧い海と空

（高谷清『異質の光』p.162）

糸賀は、筆名を「**因幡一碧**」と名づけるほど生まれ故郷に愛着をもち、口にのせる歌も山陰地方の民謡が多かった・・・



—— れむはたの波 ——



鳥取二中4期生卒業アルバムから

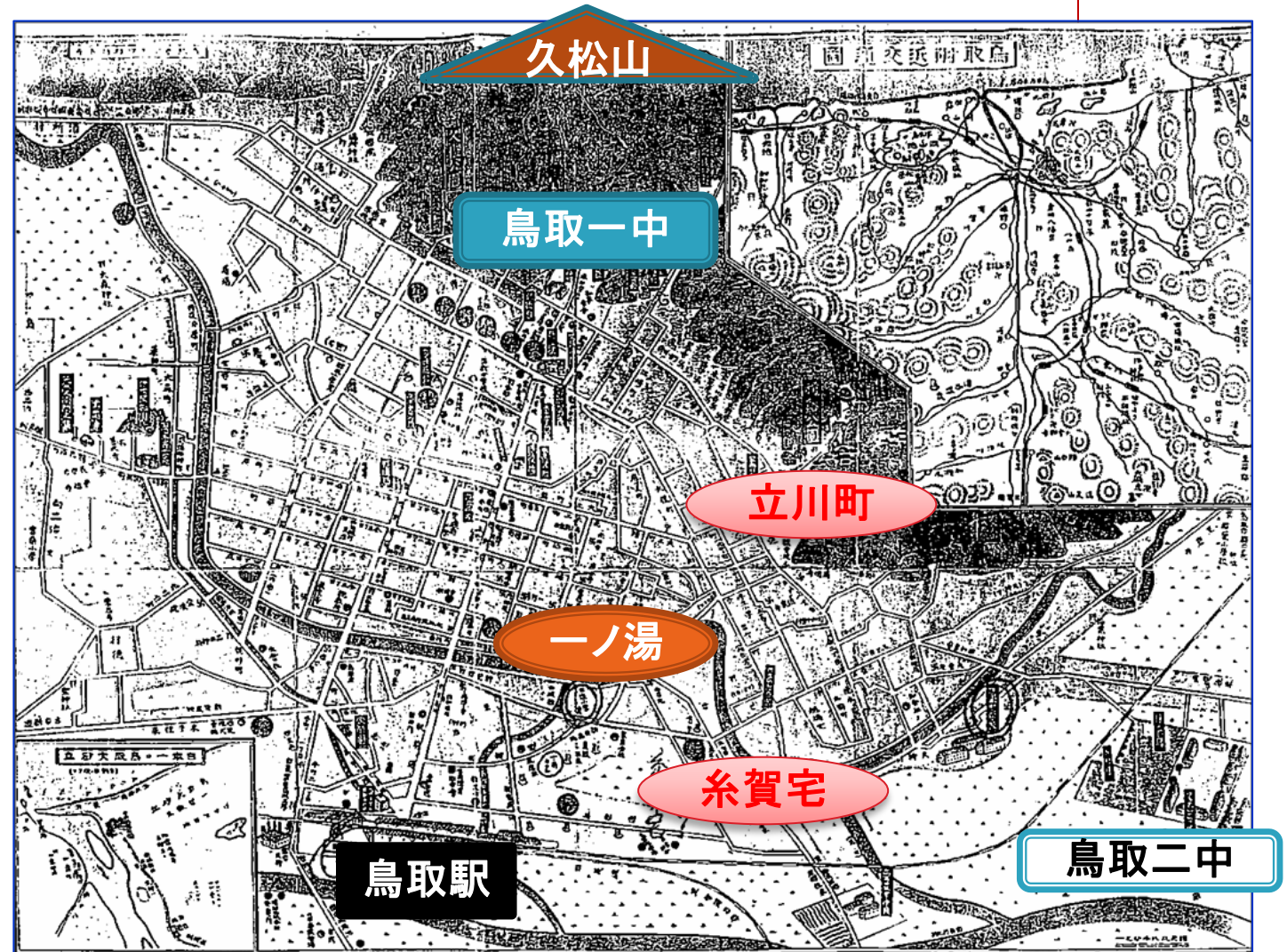
城の一中・自由(田舎)の二中:

*思春期・青年期を過ごした戦前の鳥取市

(高谷『異質の光』pp.11-12)

糸賀はよく「一ノ湯」へ
遊びに行くようになり…
中島といっしょに勉強
をした。

・1926年4月
第二中学校進学
自由快活にして
師弟一体の学園、
理想と覇気のある学園



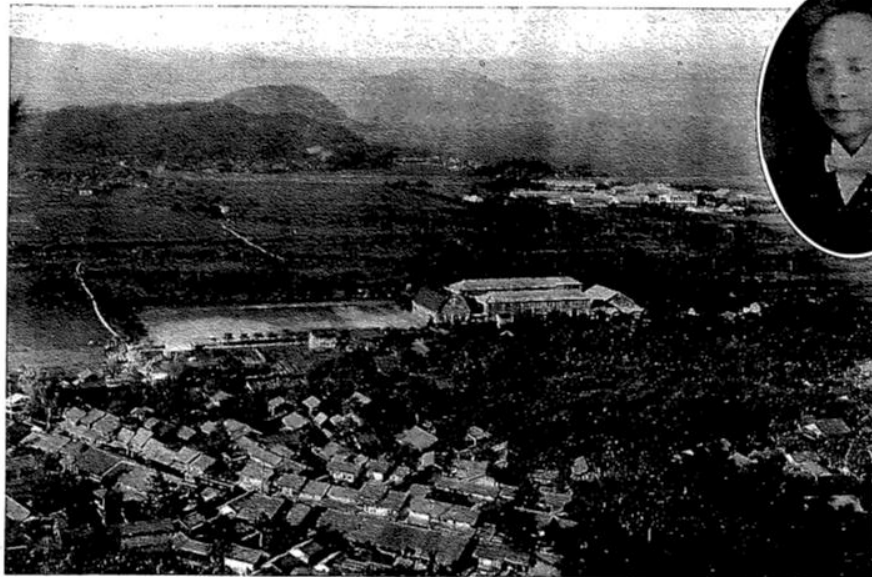
旧制松江高等学校：(四進五修)1930年4月

(高谷『異質の光』p.21)

(…この年、4年生から9人が高等学校へ進学した。)圓山は兄のあとを追って愛媛県松山高等学校へ、糸賀もまた医者になる希望をもって島根県松江高等学校理科甲類(甲類は英語専攻、乙類はドイツ語専攻)へ進学した。

(三人組と呼ばれた糸賀一雄・中島達一郎：理科甲類、小倉親雄：文科乙類)

卒業アルバム↓ 進学した9名：圓山・糸賀・中島ら



— 景 全 —



山 田 健 二



糸 賀 一 雄



中 島 達 一 郎

休学・受洗・教会活動・文転

(高谷『異質の光』「信仰、そして志望の変更」pp.30-34)

1930～31年(1～2年生):途中で結核による1年間の**休学**

1932年(18歳)9/18:日本基督教連盟**鳥取教会**で**洗礼**を受ける

***松江北堀教会**所属

1933年～「信仰録」手記5篇、高校のYMCAでリーダー

1934年:教会機関誌『城北の燈』編集者、原稿4篇・編輯後記

*人間の魂を救うことこそが自分になすべきこと⇒**文転**

[鳥取教会HPより説明文と写真]鳥取教会は1890(明治23)年2月に独立(創立)したプロテスタントの教会で、鳥取県庁の近くにある。*現在は戦後に建替えられたもので、糸賀が通った当時のものではない。

松江北堀教会↓(川内紀世美コラム『糸賀一雄研究の新展開』2021) ↓鳥取教会(HPより)



写真:1980年頃の旧会堂(糸賀一雄が通った当時のたたずまいを残していた)



京都帝国大学文学部哲学科:1935年4月入学

(高谷『異質の光』「出会い」pp.34-42)

1934年夏:日本基督教会の中国地方夏季修養会

広島県福山市～円照寺の檀家総代の小迫家に宿泊

(p.40)糸賀は松江に帰ってから、すぐにお礼の手紙をだした。／房も返事を書いた。そうすると手紙の来る間隔が詰まり、やがて毎日手紙が届くようになった。多いときは…

信仰一筋の人で理屈っぽく、また情熱家だと改めて思った。

(pp.44-45)

糸賀と房は、1936年2月11日、

広島県福山教会で…小さな結婚式を挙げた。

(直後の3月圓山が山で遭難死)

糸賀一雄と故郷(鳥取・松江・山陰)について更に知りたい方は

- ①鳥取県2014:糸賀一雄 ミットレーベン 故郷・鳥取での最後の講義(鳥取県立図書館／冊子に加えて1968.2講演の肉声録音が復刻され貸出可能)
 - ②國本真吾2021:第5章 糸賀思想を「ミットレーベン」への思いから読み解くー故郷の地・鳥取での足跡を辿りながらー
 - ③川内紀世美2021:コラム1 糸賀一雄の「魂のふるさと」松江
- ②③は『糸賀一雄研究の新展開』三学出版2021所収

糸賀の故郷への想い 情熱をもった人間が 歴史をつくる

鳥取県立図書館所蔵（書軸の写真は図書館HPより）
元国鉄総裁 十河信二の揮毫

（高谷清『異質の光』p.99十河との出会い）

*糸賀記念会1989『追想集糸賀一雄』

（PDFは十河信二「序文」pp.1-3より）

*糸賀家&滋賀県の宝物が何故鳥取に

県立図書館開館1周年記念「糸賀一雄顕彰展」2002

に際して糸賀家・近江学園から寄贈

（渡部昭男2014「糸賀一雄と故郷鳥取」

『糸賀一雄生誕100年記念論文集』）

「（糸賀が）鳥取に望郷の想いをもっていたことを何らかの形で表したい」「高校生くらいの若い人たちの励ましになるようなものを記念に差し上げたい」糸賀夫人房さん

いつか、彼に乞われて、「情熱をもった人間が歴史をつくる」と書いておくたことがあります。歴史をつくるものは情熱と勇気だ、君はそう考えているんだろう。正しく君は勇気があり、情熱があつて、個と全とを一体にし、融合することを心掛け、また実現している。それが君の最も秀でたところである——こう僕は考え、願って書きおくれたのであります。僕が彼について一番立派だと感心するところは、彼が、彼の個人生活と彼の国家的理想というものを一体にしていることであつたからです。



第二衣笠尋常小学校の代用教員

(高谷『異質の光』「小学校の教員は最上位の教育者」pp.61-63)

1938年：4年女子組の代用教員

池田太郎 & 木村素衛(もともり)との出会い

(pp.75-78)

- ・まず人間というのは善・美・知が欠如しているためそれを求める努力をする存在＝**向上愛**＝人間性の最高の理念を目指して不断の向上の道歩んでいる(エロス)
- ・しかし、人間は絶対的存在でもある。向上的という次元では未完成であっても、その人の存在自身、それぞれの人は他の人と取り替えができないあるがままの姿で存在する。そのことがそのままお互いに肯定されるという存在である＝**絶対愛**＝現にあるがままの状態において、絶対的に承認し肯定すること(アガペ)

1939年：鳥取第40聯隊、病気により召集解除、木村の紹介で滋賀県へ

京都 & 滋賀時代の略歴

1938年(24歳)卒業／第二衣笠尋常小学校**代用教員**

***池田太郎・木村素衛**との出会い

1939年(25歳)鳥取第40聯隊応召／病氣**召集解除**

*ほとんど全員が戦死

1940年(26歳)**滋賀県**社会教育主事補

1941年 知事官房**秘書課長**／近藤壤太郎知事の薫陶

***学生義勇軍**運動に関係／十河信二の知遇を得る

1942年 **三津浜学園**に池田太郎を推薦

1943年 **石山学園**に田村一二を推薦

1945年 終戦／経済部**食料課長**

1946年 木村**急逝**／結核**再発**@真野浜にて**療養**

近江学園設立趣意書／11月近江学園創設

福祉の思想

糸賀一雄1968『福祉の思想』日本放送出版協会

①[pp.9-16] はじめに

p.9 自分がそのなかでもがき悩み、そしてささやかでも進展の方向で戦ってきたと思う具体的な社会福祉の問題というのは、**近江学園という歴史的な存在**についてであった。

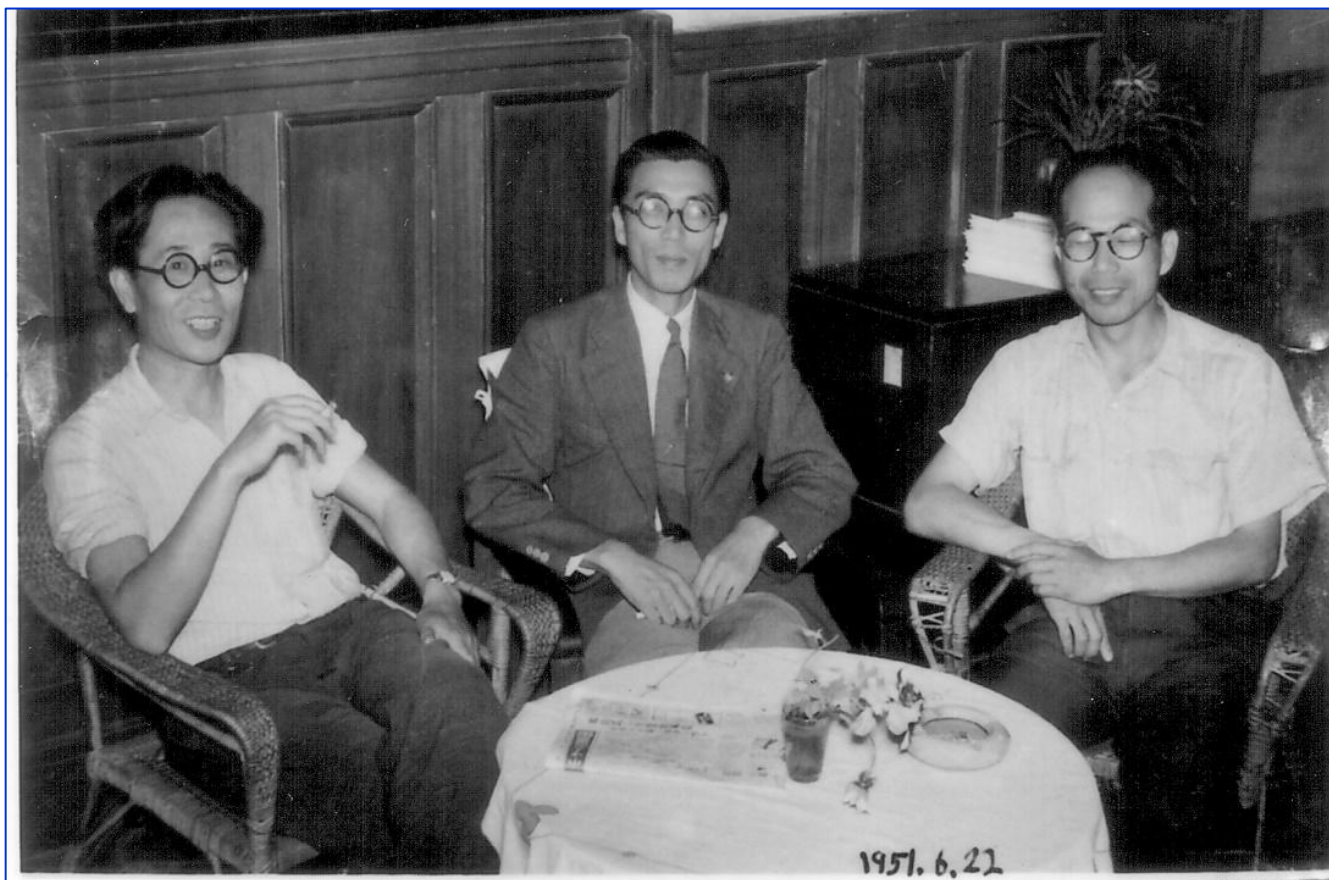
p.10 **人間の新しい価値観の創造をめざすといった歴史的な戦いの一環…私**
たち自身のこの子たちをみる目の変革…見方に変遷

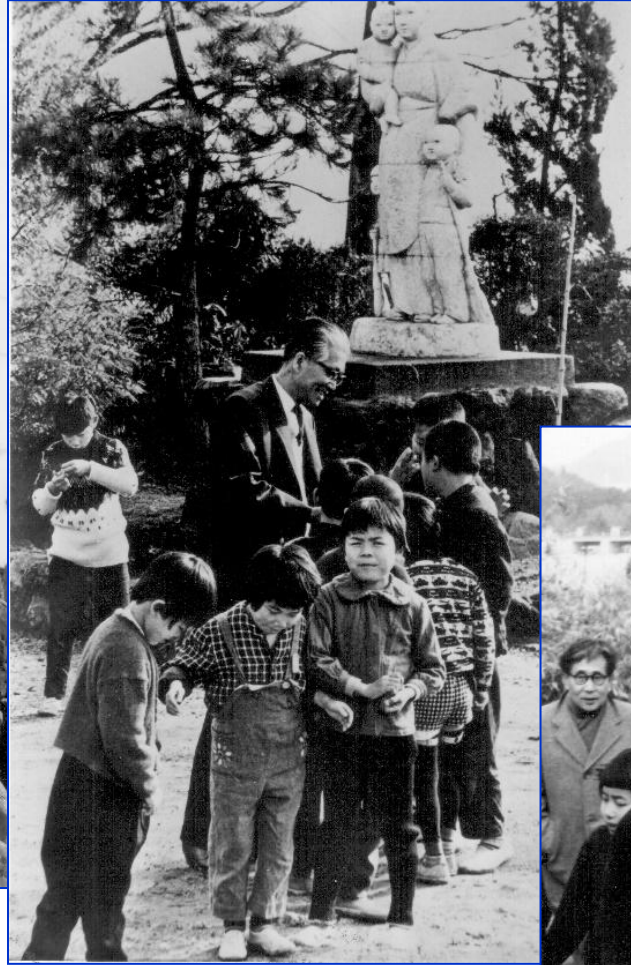


糸賀一雄著作集 I 1982より



糸賀・田村・池田～近江学園の開設(1946)





福祉の思想

②[pp.17-53] 1. 精神薄弱といわれる人びと

37 **社会自体の内面的な変化**であり、進歩であり、むしろ教育的革命と呼んでもよい……

52 **一隅をまじめに照らす**……その実践が深く世界に通じ、歴史につながった
生き方になる

③[pp.55-80] 2. 社会福祉の基本

64 このひとたちが、じつは私たちと少しもかわらない存在であって、その生命の尊厳と自由な自己実現を願っており、うまれてきた生き甲斐を求めていることを友愛的に共感して、**それが本当の社会の常識となることへの道行が「福祉」の内容となるのである。**

福祉の思想

④[pp.81-101] 3. 権利思想の形成

⑤[pp.103-128] 4. 障害者の生きがい

107 すべてのひとはひとと生まれてひととなるという、**万人に共通な発達の道行きを歩む。**

116-117 生きる屍…とされていた。しかし、そうではなかったのである。

⑥[pp.129-150] 5. 精神薄弱者の施設における「**療育**」について

133-137 1946年～医局→1948年木造二階建→1953年「杉の子組」療護の集団

144-145 不治永患→療育、すなわち専門的な治療と教育(びわこ学園)

148 施設養護では、特に**集団生活のなかで子どもの人格の発達が追求される**

その実践の記録こそが貴い…同時に**職員の不断の人格形成**…

福祉の思想

⑧[pp.167-188] 7. 発達保障の考え方

172 重症児…すべての人の発達保障の思想と基盤と方法が生まれてくる

175 「人間」という抽象的な概念でなく、「**この子**」という**生きた生命、個性のあるこの子**…（渡部：この子・らを・世の光に）

176 保護という名の飼育殺しではなく →リハビリテーション →ハビリテーション(人間としての形成)

177 だれととりかえることもできない個性的な自己実現…その自己実現こそが創造であり、生産である…「**この子らを世の光に**」…**人格発達の権利を徹底的に保障**…

…貧しい狭い人格ではなく、豊かなあたたかい人間に育てたい。三歳の精神発達でとまっているように見えるひとも、その三歳という発達段階の**中身が無限に豊かに充実していく生きかたがある**と思う。…**そういうことが可能になるような制度や体制や技術をととのえなければならない。そのための一歩の実践こそが、すべての教育の共通の問題**…

福祉の思想

⑨[pp.189-244] 8. 地域福祉のなかで

232 **地域の具体的な要望や必要**を専門的に吟味し、調整し、いわゆるソーシャル・アクション(社会的活動)・・・として、切実な世論にまで成長させるという方向づけ・・・。

232 **福祉の思想が地域に根づく**ということは容易なことではない。

232 **社会連帯感**が育つように、具体的な問題とのとり組みが始められなければならない。

244 **住民のニードを自分のものとして感じ、うけとめ、しかもそれを整理して、もういちど住民すべての自覚的なものとするための専門家がいてほしい。**

「ヨコへの発達」など糸賀一雄の思想と実践について更に知りたい方は

①垂髪あかり2020:〈ヨコへの発達〉とは何か(日本標準ブックレット23)

②蜂谷俊隆2021:第2章 糸賀一雄の生涯と思想

③垂髪あかり2021:第3章 一重症心身障害児者への「本人理解」のあゆみ

④門前斐紀2021:第4章 一木村素衛「形成(性)」と糸賀一雄「生産(性)」

⑤遠藤六朗2021:第8章 一糸賀一雄「生命思想」を出発点として

⑥中野リン2021:第13章 糸賀一雄の思想とマーサ・C・ヌスバウムの可能性
アプローチ

②～⑥は『糸賀一雄研究の新展開』三学出版2021所収

日本国憲法：その能力に応じて(26条)

・宮澤俊義1955『日本国憲法コンメンタール篇』日本評論新社
pp.267-268

…教育を受けるに必要な能力(学力・健康など)によって差別されるのは当然…

・糸賀自身も、「問題児」「永遠の幼児」「沈殿者」の問題に行き当っていた

⇒「特別な保護の環境を社会が整えてやって／
ほとんど無自覚な彼らが安心して遊び暮らせるようにする以外／
解決の方法はないと言っても過言ではありませんまい…

(糸賀一雄著作集 I 1982 p.400)

事上磨鍊：NHKスペシャル・ラストメッセージ第6集2007

- ・糸賀は最初から「この子らを世の光に」「人格発達の権利の徹底的保障」「横（軸）の発達」と考えていたのではない

- ・事上磨鍊（じじょうまれん）陽明学の教え

行動や実践を通して知識や精神を鍛え上げること

⇒ 自らとの対決を経て限定的な能力観を転換

- ・1960-61年：ヨーロッパ視察、1961年：近江学園年報において「発達保障」の提起、1963年：びわこ学園創設、

1965年：次元の子どもたち、1967-68年：夜明け前の子どもたち

- ・1968年：9/17滋賀県児童福祉施設等新任職員研修会「施設における人間関係」

『糸賀一雄の最後の講義—愛と共感の教育—（改訂版）』（中川書店2009）

「この子らを世の光に」…の言葉を遺して倒れ翌日逝去



第Ⅰ部：糸賀一雄の発達保障の思想と実践

この子らを世の光に、人格発達の権利の徹底的保障(発達保障)、横(軸)の発達
渡部昭男2021「神戸大学附属特別支援学校講演：ひとと生まれて人間となる：糸賀一雄からのメッセージ」を要約

韓国語PPT資料 <https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/90008973/90008973.pdf>

韓国語字幕YouTube動画 2021神戸大学附属特別支援学校講演
<https://www.youtube.com/watch?v=ILHaCYuPOZc>

第Ⅱ部：能力程度主義から発達必要原理への転換

日本国憲法「能力に応じて」、憲法学多数説：能力程度主義、教育法学：能力発達の必要に応じて／障害の重い者ほどより手篤く、発達に必要なかつ適切な、発達権保障の課題と展望
渡部昭男2024「教育法学説の継承と革新(第10回)：能力程度主義から学習権・発達権的解釈への転換を起爆：清水寛『発達に必要なかつ適切な』『生存＝発達権』『季刊教育法』(220)76-80を要約

韓国語PDF資料 <https://da.lib.kobe-u.ac.jp/da/kernel/0100491609/0100491609.pdf>

兼子仁1971・1978

能力程度主義から学習権・発達権的解釈への改説

- ▶ ここでいう学習権・発達権的解釈を打ち立てたのが、教育法学のバイブル的存在である兼子仁『教育法[新版]』(有斐閣1978)である。新版で兼子は、旧版の能力程度主義から学習権・発達権的解釈へ改説したことを次のように述べている。

本書旧版(1963年)70・74頁では、「能力以外の点では教育上不平等に扱われないこと」の保障だと述べて、いまだ“能力程度主義”の解釈を脱していなかった。筆者はすでに岩波新書・国民の教育権(1971年)139—142頁において本文の学習権・発達権的解釈に改説しているが、ここに確認しておきたい。人の「能力」の状況は、もはや教育上の差別を正当化しうるものではなく、逆に、能力「発達」に必要な教育とその条件整備とを要求しうる根拠にほかならないのだと考えられる。[新版233、縦書きによる漢数字表記を横書きによる算用数字表記に修正した／以下同じ]

清水寛1969『教育学研究』36(1) ／1972『日本教育法学会年報』(1)の意義と貢献

- ▶ 改説した兼子仁『国民の教育権』（岩波書店1971）には、その2年前の1969年に発行された『教育学研究』36巻1号を論拠とした以下のような記述がみられる。

教育を受ける権利がすべての人の生まれながらの学習権の実現要求だとしたら、障害児こそその権利主体として浮かびあがってくる。障害児の親たちは肉親の愛情をいっそう強くもちながら十分な教育のできないもどかしさに、国家への要求を大にしている。障害児の教育を受ける権利の保障は、ひとえに国家の条件整備にかかっており、親の就学義務は実はあまり重要でないと言っても過言ではない。障害児こそは、能力面での発達の可能性を多くのこしているがゆえに、良い条件の下でのすぐれた教育を要求している権利者なのではないだろうか（教育学界での本格的な研究として、『教育学研究』36巻1号「特集・障害児教育」昭和44年、を参照）。[142]

- ▶ そして、『教育法[新版]』において、「すべての子どもが能力を発達させる教育を受ける権利」という、学習権説に立った教育条理解釈を打ち出した箇所においては、清水(ら)の著作が注記に数度用いられている。

第一に、教育を受ける権利が、十分な「教育を受ける」ことを国家の積極的条件整備によって保障されるべき国民の人権であるという、教育人権性をふまえた解釈でなければならない。その場合、すべての人が人間として、「学習権」すなわち学習によって人間らしく成長発達していく権利を有していることを前提として、教育を受ける権利は、すべての人がその学習権・人間的発達権を実現できるように国家に積極的条件整備を要求する権利である、と解される。そこで「能力に応じてひとしく教育を受ける」という語句も、すべての子どもが能力発達のしかたに応じてなるべく能力発達ができるような(能力発達上の必要に応じた)教育を保障される、という意味に読むことになる。これが、すでに教育法学界における通説的解釈と言えよう。[231-232、原文の傍点箇所を下線表記]

…学習権・発達権的解釈に立てばそれは全く逆であって、障害児は治療と合わせて優れた教育を受けられれば、少しずつでも障害を克服しつつ人間らしい成長発達ができるとともにそれによって生命力も増してくるのであり、度の重い障害児こそ人間的発達権の国家的保障を強く要求しうる教育を受ける権利の最たる権利主体と目されなければならないであろう。[232、中略を…表記]

清水寛1975「発達に必要かつ適切な」への定位・収斂

- ▶ 清水論文1969・1972の歴史的な意義及び貢献は、教育法学が学習権・発達権的解釈へ転換する(憲法学も注目する)起爆となった点にある。
- ▶ 「発達に必要かつ適切な」という鍵フレーズは、清水論文1969から使用されていたわけではない。当時は、「発達に必要な諸権利を統一的に保障する」という記述であった。清水論文1972では「たんなる形式的な機会の均等化ではなく、その障害に対して、必要かつ適切な治療・教育・労働・保護等の保障がなされねばならない、という権利の実質化の原則である」(141)(原文の傍点箇所を下線表記)と述べて、「必要かつ適切な」を使用し始めている。

- ▶ 「発達に必要かつ適切な」という明瞭な表現に定位・収斂するのは、上記の共編著1975『障害児の教育権保障』以降である。表現の推敲吟味と思索の苦闘深化が窺えよう。

まず、憲法・教基法の「教育の機会均等」条項の「ひとしく」は、新憲法の国民主権主義の原則に基づく権利の無差別平等性の保障を意味するものであり、「能力に応じて」とは、その権利の実質を保障するために不可欠の補充規定であり、戦前からの障害児の発達保障の実践・運動の成果にたっているならば、「発達に必要かつ適切な」と解釈すべきであると考ええる。[137]

清水寛1979「生存＝発達権」論の特徴： 生存—学習—発達

- ▶ 少年法が専門の服部朗は、2002「成長発達権の生成」(『愛知学院大学論叢法学研究』44(1・2 合併号)129-211)において、生成途上にある成長発達権を追究する基礎作業として先行研究を渉猟し、「発達権の法的根拠」を8つに分類している(表1)。清水寛1979「生存＝発達権」説を、憲法14条(法の下での平等)、25条1項(生存権)、26条1項(教育を受ける権利)を法的根拠とするものとしている。

表1 「発達権の法的根拠」の8分類

憲法 14 条（法の下での平等）・25 条 1 項（生存権）	
・ 26 条 1 項（教育を受ける権利）	・・・・・・・・・・ 清水寛
憲法 25 条 1 項・26 条 1 項	・・・・・・・・ 一番ヶ瀬康子、日弁連
憲法 26 条 1 項・27 条 1 項（勤労の権利）	・・・・・・・・ 飯野節夫、牧証名
憲法 26 条 1 項	・・・・・・・・ 永井憲一
憲法 13 条後段（生命・自由・幸福追求権の尊重）・25 条 1 項	
・ 26 条 1 項	・・・・・・・・ 堀尾輝久
憲法 13 条後段・26 条 1 項	・・・・ 兼子仁、第一東京弁護士会
憲法 13 条前段（個人の尊重）・子どもの権利条約 6 条	・・・・・・・・ 福田雅章、山口直也
憲法 23 条（学問の自由）・13～22 条（「国民の権利及び義務」の総体）	
・ 25 条 2 項（国の生存権保障義務）・26 条 1 項・27 条 1 項	・・・・・・・・ 勝野充行

- ▶ 清水寛 1979「発達する権利とその保障」(『発達の保障と教育』(岩波講座・子どもの発達と教育第7巻)1-37、再録 1981「『生存＝発達権』保障理念の展開—その国際化過程を中心に—」『発達保障思想の形成』282-317)において、清水はこう指摘している。

…そのような子どもの権利の国際化の流れをつらぬく主導的な子どもの権利保障の理念・原理はなにか。結論を先取りして述べるならば、それは生存＝発達権保障の理念・原理である。[再録298]

このような「生存—学習—発達」という人権の論理・思想が、その後の、国民の教育権保障の運動にとって、どんなに普遍的な力をもちうるものであったかは、前述の重症心身障害児の発達保障運動の中から生成してきた生存＝発達権理念と照らしてみても明らかであろう。[再録313]

1974「発達の必要に応ずる教育」

- ▶ 清水が日本教職員組合の委嘱で設けられた教育制度検討委員（1970-74、会長・梅根悟）の専門調査委員として、「すべての障害者の発達をどう保障していくか」の章を中心に文案作成に関わったことも重要である。教育制度検討委員会は、その報告書『日本の教育改革を求めて』（勁草書房 1974）において、「教育における正義の原則」の核心をなす形で「発達の必要に応ずる教育」を打ち出している。この面でも、清水の功績は大きい。

…さまざまの面で発達のおくれているもの、また障害をせおっているものほど、いわゆる能力の高いものよりも、いっそうゆきとどいた、いっそう長期の保護と教育を保障すべきだ、いっそうの人間的な援助と努力を傾注すべきだという原則としてとらえなおすべきである。「能力に応ずる教育」は、発達の必要に応ずる教育としてとらえなおされるべきである。[85]

…私たちは、このようにとらえなおされた機会均等の原則と、「発達の必要に応ずる教育」の原則とをふくむものとして、「教育における正義の原則」を提示する。[85-86]

発達権保障研究の課題と展望

- ▶ **第一に**、理論と実践の結合ないし両者の弁証法的な発展関係に、時代の進展にそくして敏感であることを挙げたい。
- ▶ 教育の機会均等条項は、歴史的には「能力による競争の自由」「能力ある者に機会を開く」という近代思想(フランス人権宣言など)をそのベースとしている。封建的な身分制度を越え出る意味において、「能力に応じて」は歴史的な変革・進歩であった。また、税や諸経費において「所得に応ずる」等の応能負担は今日でも積極面を持っている。しかし、能力のある者には手厚く、能力のない者はほどほどにという能力程度主義の見解は、就学義務の猶予・免除の濫用や高校選抜制による不適格者の振り落とし機能の強化など、ながらく否定的な影響を与えてきた。能力程度主義は、日本に限らず、能力差別を容認する資本主義社会における教育の機会均等原則の本質的な限界と見なすことができる。
- ▶ 障がい児者に限らず乳幼児や高齢者、いじめ、不登校、被虐待、非行、外国ルーツ、さらには貧困や震災原発被害、戦争被害など、発達権保障に係る実践と運動の裾野は広い。21世紀にはいつての諸実践や権利保障運動の進展を敏感に感じ取り、往還しつつ到達と課題を吟味する共同作業を踏まえて、理論面での新たな発展を期したいものである。

第二に、自由権的な捉え方をコアにした上で、社会権さらには連帯権で包むという、発達権保障の三層構造的な理解を挙げたい。

発達権保障はこれまで平等論や生存権(社会権)の系が強調されてきた。清水寛説を含めて、それは極めて妥当な論理立てであり、正当な主張であった。これに対して、筆者は、いじめ・不登校など学校教育自体が子どもの権利侵害を引き起こし、不適応(時には自死)を招くという現況に照らして、学校教育法にいう一条校へ通学・就学しない権利(オルタナティブな学びの権利)を含めて学習権論を練り直す必要を指摘した。そして、日本国憲法の 26 条に発達権の法的根拠ともされる 13 条の「個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重」を加味して、「一人ひとりの全面的に開かれた自由な発達の必要に応じる学習保障への権利」として理解されるべきと考えている(渡部昭男 2003「『発達保障』『発達権』『学習権』論を練り直す視点」『障害者問題研究』31(2)21-28)。13 条に係る自己人生創造希求権という新たな提起にも注目したい(竹中勲『憲法上の自己決定権』成文2010)。

発達は、平和や環境などと同様に一国のみで完結的には保障できない。世界を挙げて地球規模において連帯しなければ達成できないために、発達権は第三世代の新しい人権に位置づけられる。しかし、社会権(第二世代の人権)も連帯権(第三世代の人権)も、自由権(第一世代の人権)をより良く実現するために不可欠な人権なのである。自由権を包み込んで相互補強するような三層構造的な理解が肝要であろう。自由権がコアに位置づいてこそ発達権は威力・効力を増すのである(渡部昭男 2008「権利論からみた発達保障・発達の権利」『人間発達研究所紀要』(20・21合併号)122-141)。

- ▶ **第三に**、能力原理から必要原理への転換を展望するに当たり、その段階・方向性を見極めておくことである(渡部昭男2019『能力・貧困から必要・幸福追求へ』日本標準)。
- ▶ 日本を含む世界の状況を踏まえると、以下の5つの方策が抽出できる。
 - 第一は、能力規定そのものを読み込んで解釈を深める手法である(清水・堀尾など)。
 - 第二は、能力を補う適切な字句を添えることによって意味合いを拡充する手法である(日本 1946 教育刷新委員会「その能力と適性とに応じて」、韓国教育基本法「能力と適性によって」)。
 - 第三は、特定の対象から優先的に対応を拡大する手法である(2005改定教育基本法4条2項:障がい者への教育上必要な支援保障)。
 - 第四は、能力規定に必要規定を併記する手法である(フィンランド憲法:能力と必要に応じた教育を平等に受けられる機会)。
 - 第五は、より高位の原則や理念を憲法・基本法に位置づける手法である(ドイツ連邦共和国基本法:人格の自由な発達(発展)への権利)。

ご清聴ありがとうございました

